公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により、西村誠ほか8名から提出された住民監査請求について、 同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成24年12月17日

長野県監査委員 吉 澤 直 亮

同 田口敏子

同 上野紘志

24監査第55号

平成24年 (2012年) 12月7日

(請求人) 様

長野県監査委員 吉澤直亮

同 田口敏子

百 上野紘志

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)

平成24年10月10日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定 により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

6

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 請求に対する判断

- 1 本件請求のうち、平成23年5月から平成24年3月までの政務調査費に係る請求を 棄却する。
- 2 本件請求のその余の請求を却下する。

第2 監査の請求

- 1 請求人及び請求人代理人
- (1) 請求人

東御市八重原915番地27 西村 誠 西村 悦子 東御市八重原915番地27 竹内 昌子 千曲市大字森2505番地 内山 卓郎 長野市伺去242番地 北佐久郡軽井沢町長倉1938番地7 田中 博正 北佐久郡軽井沢町長倉1938番地7 田中 百合子 北佐久郡軽井沢町軽井沢東9番地2 中山 久 北佐久郡軽井沢町軽井沢東9番地2 中山 伊知郎 北佐久郡軽井沢町軽井沢東9番地2 中山 光子

- (2) 請求人代理人
 - 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1068-73 弁護士 松葉 謙三
- 2 請求書の提出
 - 請求書の提出は、平成24年10月10日である。
- 3 請求の内容
- (1) 提出された長野県職員に関する措置請求書による請求の要旨は、次のとおりで ある (原文のまま)。

なお、請求人が政務調査費を違法・不当に充当していると主張する会派別の経 費の一覧表である別紙1から別紙7までの添付は省略する。

監査請求の要旨

第1 当事者

監査請求人は、長野県民である。

長野県知事は、阿部守一である。

平成23年度の長野県会議員の会派として、自由民主党県議団、県民クラ ブ・公明、創志会、県政ながの、改革・緑新、改革・新風、日本共産党、無 所属改革クラブ、信州さきがけ、などがある。

第2 政務調査費の使途基準

1 地方自治法100条14項、15項は以下のとおり定めている。

「⑭普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の 調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は 議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該 政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならな 1061

「⑮前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるとこ ろにより、当該政務調査費に係る収入および支出の報告書を議長に提出する ものとする」

2 政務調査費の支給についての条例

長野県においては、政務調査費の交付に関する条例第7条に「会派は、政 務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならない」と定め、 政務調査費の交付に関する条例施行規定第3条は「条例第7条の使途基準は、 別表のとおりとする」と定めている。

また第7条の別表では、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」 「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」「人件費」の9種類の使途費 目を定めている。

同条例11条は以下のとおり定めている。

「第11条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総 額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による支出(第7条 に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余が ある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることがで きる。」と定めている。

従って、長野県議会の政務調査費は、「その年度において」支出された、「長 野県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支 出が認められる。

- 第3 長野県議会の平成23年度の県議会派の政務調査費の違法、不当な充当の中
 - 1 「議員控室」(又は「本部」)の人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホ ームページ管理費、電話代などは50%按分すべき

各会派の県庁にある「議員控室」(また「本部」という)においては、議 員全員のための事務を担当していると推定されるが、議員控室の事務は、政 務調査だけでなく、政党活動、一般の議員活動、後援会活動、選挙活動など の事務も行っていると推定される。したがって、議員控室で使う人件費、事 - 務用品費、事務機器使用料、ホーページ管理費、電話代などは、議会の議員 の地位、権限、職務内容から考え、政務調査費に全部充当するべきでなく、 原則として、50%按分すべきである(いくつかの判例においてもそのように 判断している。仙台高裁19・4・26、仙台高裁19・12・20、青森地裁22・3・26、 大分地裁23・2・24)。しかるに、各会派は、100%政務調査費から充当してい る。違法と言うほかない。

2 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会

会派関係の国会議員や国や長野県の役人への陳情・要請・要望活動は、議 員の政治活動であり、政務調査活動ではないので、政務調査費を充当するに は不適正である。これらの者との意見交換は、要望も含まれており、政治活 動でもあるから、50%按分すべきである。

議員団総会は主として議会活動であり、政治活動・選挙活動も含まれており、原則として、政務調査費を充当すべきでなく、少なくとも、50%按分すべきである。

3 会派の支部の人件費、事務所賃料(大阪高裁19·12·26は3分の1が相当であるとし、仙台高裁19·4·26、仙台高裁19·12·20、青森地裁22·3·26、神戸地裁23·5·11、大分地裁23·2·24は2分の1が相当とし、熊本地裁22·3·26は2分の1ないし3分の1を相当とする)、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代、時刻表、住宅地図も50%按分すべき、

会派の支部事務所は、ほとんどの事務所において、一般の議員活動、後援 会活動も行っており、人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ 管理費、電話代も50%按分すべきである。

① 家賃(事務所賃料)、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費(東京高裁22·11·5、盛岡地裁22·11·19)

多くの議員は、支部事務所で後援会活動等政務調査以外の活動をしていることを認め、家賃(事務所賃料)、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費は、50%按分している。しかし、一部の議員は、100%を政務調査費から充当しており、違法である。50%按分して充当すべきである。

② 人件費

一部の議員は、人件費につき、50%按分して充当しているが、多くの議員は、100%政務調査費から充当しており、違法である。50%按分して充当すべきである。

4 携帯電話料

一部の議員は、携帯電話料につき、3分の1ないし4分の1を政務調査費に充当しているが、多くの議員は、50%政務調査費から充当しており、違法である。なぜならば、携帯電話は、政務調査費のみならず、政党活動、後援会活動、私的にも使うのであり、4分の1を政務調査費から充当するのが正当である。50%按分は違法である。

5 本代

多くの議員は、本代を100%政務調査費に充当しているが、中身をみると、 政務調査と関係がない、または、関係が極めて薄いものがある。これらの本 代に100%政務調査費から充当するのは違法である。

6 県政だよりなど県政報告書の印刷費、新聞折り込み代、郵送料(名古屋高 裁21・9・17、旭川地裁21・10・20、東京高裁22・11・5)

ほとんどの県政報告書の印刷費、新聞折り込み代、郵送料については、100%政務調査費から充当されている。

県政報告書は、一応、県議会の議論の内容が記載されているが、議員の皆さんが、県政報告書を作成し、配布する目的には、政務調査の目的より、県民に自分の活動を知らせ、名前を売り、選挙に有利にする目的が大きいため、議論についての記載の内容が、詳しくなく、議論の内容より、顔写真や活動

写真がかなり多くなる傾向があり、また、文章より、議論の項目程度になり、 議論の内容が分からないものが多い。したがって、政務調査費を充当するの は、原則として50%とすべきである。中には、政務調査より、後援会目的や 選挙目的が大部分となっている県政報告書もあり、これらは、政務調査費を 充当するのは、20%が相当であり、また、政務調査費を充当するのは不適切 と言うものもある。

中には、ほとんど、政務調査費を100%充当してもよいものも一部ある。

7 ほとんど全員参加の県外視察

3つの会派は、遠方の観光地近くへ、ほとんど会派全員で調査に行き、観 光地に宿泊している。近県でも、参考になる調査先はあるはずであり、しか も、調査なら全員で行く必要性はないと考えられる。懇親や観光も目的であ るから、遠くの観光地へ行くと強く推定される。

① 自由民主党県議団の群馬県と山梨県への視察調査

自由民主党は、別表1-5のとおり、所属議員9人と随行員1人の合計 10人で、平成23年8月1日から2日まで、群馬県と山梨県へ、視察調査に 行った。調査先は、長野県政にはあまり参考にならないと推定される山梨 県美術館、イオンモール甲府昭和店などが含まれている。この視察調査は、 3人で十分であり、10人で行ったのは、観光と懇親をすることを含むもの と推定される。また、よって、人数も多すぎ観光・懇親目的もあり、50% だけ、政務調査費から充当すべきである。

② 県政ながのの愛媛県・高知県への県外調査

県政ながのは、別表3-9の番号6のとおり、会派6人全員で、平成24 年1月23日から24日まで、愛媛県と高知県を視察調査し、36万円余を使っ た。愛媛県庁では、森林環境税を高知県の町役場では自然エネルギー施策、 小水力発電などを視察調査した。視察調査の詳細は不明である。全員で、 こんな遠くまで来て視察調査する必要性は疑問である。よって、人数も多 すぎ観光・懇親目的もあり、50%だけ、政務調査費から充当すべきである。

③ 改革・新風の高知県・徳島県・兵庫県への調査視察

改革・新風は、別表4-13の番号75のとおり、所属議員15人全員及び事 務局員1人で、平成23年11月9日から12日まで、高知県・徳島県・兵庫県 への調査視察を行い、11月10日は、四万十市役所と高知県庁を調査し、11 月11日は、上勝町の彩農家を視察し、11月12日は、一部の議員が神戸市の 人と防災未来センターを視察し、合計176万7340円を政務調査費から支出 した。調査視察の中身は不明であり、参加人員も多すぎ、観光と懇親目的 もあると推定される。また、調査は3人で十分であり、50%按分にすべき である。

第4 各会派の違法支出理由と額

各会派の政務調査費の違法な充当の中身と不当利得額、不法行為による損 害賠償額は、以下のとおりとなる。

1 自由民主党県議団

自由民主党県議団は、別紙1の別表1-1ないし13のとおりの違法支出理 由で、違法支出した。別紙1の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不 当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、2317万1592円である。

2 県民クラブ・公明

県民クラブ公明は、別紙2の別表2-1ないし11のとおりの違法支出理由 で、違法支出した。別紙2の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当 利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金549万7855円である。

3 創志会

創志会は、別紙3の別表3-1のとおりの違法支出理由で、違法支出した。 別紙3の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為に よる損害賠償額は、合計、金86万1052円である。

4 県政ながの

県政ながのは、別紙3の別表3-2ないし9のとおりの違法支出理由で、 違法支出した。別紙3の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得 額、不法行為による損害賠償額は、合計、金725万8143円である。

5 改革・緑新

改革・緑新は、別紙4の別表4-1のとおりの違法支出理由で、違法支出 した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法 行為による損害賠償額は、合計、金66万6602円である。

6 改革・新風

改革・新風は別紙4の別表4-2ないし13のとおりの違法支出理由で、違 法支出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、 不法行為による損害賠償額は、合計、金1668万5198円である。

7 日本共産党

日本共産党は、別紙5の別表5-1ないし5のとおりの違法支出理由で、 違法支出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得 額、不法行為による損害賠償額は、合計、金761万3073円である。

8 無所属改革クラブ

無所属改革クラブは、別紙6の別表6-1ないし3のとおりの違法支出理 由で、違法支出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不 当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金17万0348円である。

9 信州さきがけ

信州さきがけは、別紙7の別表7-1のとおりの違法支出理由で、違法支 出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不 法行為による損害賠償額は、合計、金80万2880円である。

第5 怠る事実

以上のとおり、長野県知事は、自由民主党県議団らによる地方自治法100 条14項、15項、及び、長野県政務調査費の交付に関する条例違反行為によっ て多大な損害を被っている。長野県知事阿部守一は、今現在に至るまで全く 上記損害の填補のための手だてを取っていないものであり、地方自治法242 条1項における「怠る事実」があると認められる。

第6 正当な理由

本件請求の中には、行為があってから1年以上経過したものがあるが、平 成23年度の政務調査費の資料が公開されたのは、平成24年6月1日であり、 1年を経過したことの「正当な理由」があることは明白である。

第7 結論

よって、監査委員は、長野県知事阿部守一に、次のとおり勧告することを 求める。

「長野県知事阿部守一は、平成23年度の政務調査費の返還として、自由民 主党県議団に対し金2317万1592円を、県民クラブ・公明に対し金549万7855 円を、創志会に対し金86万1052円を、県政ながのに対し金725万8143円を、 改革・緑新に対し66万6602円を、改革・新風に対し金1668万5198円を、日本 共産党に対し761万3073円を、無所属改革クラブに対し17万0348円を、信州 さきがけに対し80万2880円を返還させること。」

上記のとおり、地方自治法242条1項の規定により別紙事実証明書を添付 の上必要な措置を請求する。

添付資料 (事実証明書)

- 1 情報公開された政務調査費資料の一部
 - ① 自由民主党県議団の証拠(甲1号証の1~341)
 - ② 県民クラブ・公明の証拠(甲2号証の1~113)
 - ③ 創志会の証拠(甲3号証の1~7)
 - ④ 県政ながのの証拠(甲3号証の8~105)
 - ⑤ 改革・緑新の証拠 (甲4号証の1~10)
 - ⑥ 改革・新風の証拠(甲4号証の11~87)
 - ⑦ 日本共産党の証拠(甲5号証の1~7)
 - ⑧ 無所属改革クラブの証拠 (甲6号証の1~8)
 - ⑨ 信州さきがけの証拠(甲7号証の1~7)

4 監査委員の除斥

本件監査に当たり、風間辰一監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 下「法」という。) 第199条の2の規定により除斥された。

5 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成24年10月23 日、受理を決定した。

請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定による陳述については、請求人から希望しない旨の意思 表示があったため実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

7 請求書の補正

監査委員事務局において、提出された別紙1から別紙7までの記載内容と証拠書 類とを照合したところ、積算誤り、重複記載等が複数箇所で認められたため、請求 書の補正を求めた。これに対し、請求人は、自由民主党県議団、県民クラブ・公明、

県政ながの及び改革・新風について、平成24年11月1日付けで、不当利得額及び不 法行為による損害賠償額として返還を求める金額を以下のとおり補正した。

自由民主党県議団

19, 346, 358円

県民クラブ・公明

5, 440, 548円

県政ながの

7. 168. 807円

改革・新風

15, 697, 479円

第3 監査の実施

1 監查対象事項

本件請求には、支出の日から1年を経過した政務調査費が含まれているが、請求 人は「平成23年度の政務調査費の資料が公開されたのは、平成24年6月1日であり、 1年を経過したことの「正当な理由」があることは明白である。」と主張している。

しかしながら、平成23年4月分に係る政務調査費については、同月において議員 の任期が満了することに伴い、政務調査費の交付に関する条例(平成13年長野県条 例第25号。以下「条例」という。)第6条ただし書の規定により、同月10日に交付 されており、また、平成23年7月1日以降は、条例第12条第2項の規定により、同 年4月分に係る収支報告書及び領収書その他の書類の写し(以下「証拠書類の写し」 という。)の閲覧を請求することが可能であったことが認められる。

したがって、本件請求のうち、平成23年4月分の政務調査費に係るものについて は、行為のあった日から1年を経過したことについて、法第242条第2項ただし書 に規定する正当な理由があるとは認められないことから、監査の対象とならないも のと判断する。

また、本件請求のうち、平成23年5月以降の政務調査費に係るものについても、 支出の日から1年を経過した政務調査費が含まれているが、条例第12条第2項の規 定により、これらに係る収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することが可 能となったのは、平成24年6月1日であったことから、平成23年5月以降の政務調 査費に係る請求については、行為のあった日から1年を経過したことについて、法 第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があると認められる。

以上のことから、平成23年度一般会計の議会費の政務調査費のうち、平成23年4 月分を除いた本件請求に係る政務調査費の支出が、違法又は不当な公金の支出に当 たるか及び当該支出に対し損害の填補のための手立てを講じていないことが、財産 の管理を怠る事実に当たるかについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局総務課を監査対象機関とした。

3 請求人への照会

平成24年10月26日付けで請求人に対し、以下の事項に関して、請求人が主張する 充当すべき按分率の違い等について説明を求めた。

- (1) 陳情、要望活動、要請活動、交通費、旅費及び宿泊費 請求書別紙で指摘している「不適正」、「50%按分」、「政務調査でない」、「政務 調査だけでない」等の違いについて
- (2) 書籍の購入

請求書別紙で指摘している「不適正」、「50%按分」等の違い又は会派による違 いについて

(3) 県政報告書等の広報紙

ア 請求書別紙で指摘している「不適正」、「10%按分」、「20%按分」等の違いに ついて

- イ 会派による違いについて
- ウ 請求書で述べている「100%充当してもよいもの」の考え方について
- (4) 人件費の日当

請求書別紙で指摘している「充当が多すぎる」と「政務調査だけでない」との 違いについて

(5) 視察調査

自由民主党県議団、県政ながの及び改革・新風の視察調査において、3人で十 分とする理由等について

4 請求人の意見書の提出

上記3の照会に対し、平成24年10月29日付けで請求人から、以下の概要のとおり、 電子メールにより意見書が提出された。

政務調査費に関する活動内容は、抽象的で、充当の適切さについて十分な判断が できないことは当然であり、推定するしかない。請求人の推定に対し、会派が反論・ 反証をすべきであり、多くの裁判では、反論・反証がない限り、請求人の推定が採 用されるのである。

- (1) 陳情、要望活動、要請活動、交通費、旅費及び宿泊費 記載内容によって、請求人が推定して、判断したものである。
- (2) 書籍の購入

会派により充当率が違うのではなく、本の題名により判断したものである。

- (3) 県政報告書等の広報紙
 - ア 中身がわからない場合は、50%按分とし、中身がわかる場合は、政務調査と 議員の宣伝との割合を推定して判断したものである。
 - イ 会派により充当率を判断したのではなく、中身により判断したのである。
 - ウ 県政報告書の中身を見て、100%の充当が相当と判断したものについては、 別紙に記載していない。
- (4) 人件費の日当

「充当が多すぎる」としたのは、政務調査とその他の業務とを区別し、政務調 査費を充当した場合である。「政務調査だけでない」としたのは、全部政務調査 費を充当した場合である。

(5) 視察調査

調査は、会派により6人から16人で行っているが、3人程度で調査して、参加 しない人に報告すればすむと考えられることから、経費は50%以下になると推定 したものである。調査事項は重要ではない。

5 監査対象機関の陳述

法第242条第7項の規定により、監査対象機関である議会事務局総務課に対して

陳述を求めたところ、陳述書の提出をもって陳述に代える旨の意思表示があったこ とから、平成24年11月9日までに提出を求めた結果、議会事務局長名による陳述書 が同日付けで提出された。陳述書の概要は次のとおりである。

なお、別途行った議会事務局総務課に対する調査において説明を求めた事項のう ち、陳述書の内容を補足すると思われる同課の説明は注書のとおりである。

請求人に対して、この陳述書に対する意見の有無を確認したところ、同日請求人 から、反論する考えはない旨の意思表示が電子メールによりなされた。 陳述書の概要

(1) 政務調査費制度についての基本的な考え方

政務調査制度は、平成12年の法の一部改正により創設された制度で、本県では 条例及び政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年長野県議会告示第1 号。以下「規程」という。)を制定し、議会各会派に政務調査費を交付している。

議員の調査研究(政務調査)活動は、県政の政策課題、議会で審議する案件等 について行う調査研究・情報収集のための活動、県民、政治家、行政関係者、民 間団体等との意見交換・情報収集を行う活動、研修会又は講演会の開催及び他団 体が開催するそれらの会合への参加などの政務調査能力を向上させるための活 動、政策又は方針を立案及び発信するため、会派内・会派間において意見交換又 は意見調整を行う活動、県民等に対して行う広報活動、これらの活動を実施する ための補助的・経常的な活動など広範多岐にわたっており、また、議員の主たる 役割である政策形成機能及び執行機関の監視機能の重要性が増してきている中、 その基礎となる議員の調査研究活動の領域も拡大してきている。

調査研究活動の範囲及び政務調査費の活用については、会派及び議員の自主性 及び自律性を尊重することが求められる一方、その活動について県民の理解を得 るためには、議員の日常的に行われるその他の活動(政党活動、選挙活動、後援 会活動、私的な活動など)と明確に区分していくことが要請されている。

そこで、長野県議会においては、全国に先がけ、平成15年度分の政務調査費か ら、領収書を含む全ての証拠書類を公開するとともに、政務調査費について、よ り厳正な取扱いを期すため、「政務調査費マニュアル」(平成16年8月策定。以下 「マニュアル」という。)を策定し、これを基準として、政務調査費の適正な執 行に努めている。現に、政務調査費の使途をめぐる社会情勢の変化及び本県議会 各会派を相手取った住民訴訟の和解条項を反映するかたちで、平成21年3月にマ ニュアルを改正し、時代の要請にも応えてきているところである。

(2) 政務調査費の充当についての基本的な考え方

平成22年3月23日の最高裁判決にあるとおり、規程第3条に定める政務調査費 の使途基準(以下「使途基準」という。) に合致しているか否かの判断をするに 当たっては、各会派及び議員の自主性、自律性及び調査研究活動に対する裁量を 尊重すべきものと考える。

また、平成22年4月12日の最高裁判決により、国における立法事務費の事例に も見られるような特殊性や秘密性を有する調査研究活動への充当についても、各 会派及び議員の合理的判断の範疇に属するものと考える。

一方、政務調査費の財源が貴重な公金であることに鑑み、県議会の各会派が自 ら判断するための指針としてマニュアルを策定し、その後の政務調査費をめぐる 社会情勢の変化及び本県における住民訴訟の和解条項を反映するかたちで改正 を加え、それを基準として政務調査費のより厳格な執行に努めている。

政務調査費の充当に当たっては、社会通念上妥当な範囲(注1)のものである ことを前提とした上で、マニュアルに従い、調査研究に要した費用の実費に充当 することを原則としている。ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合 の交通費(燃料代)及び宿泊した場合の食卓料については、実費の把握が困難で あること等から、県の旅費規程を準用して定額で充当している。また、使途基準 の項目中、事務費及び人件費に充当する場合で調査研究活動とそれ以外の活動に 係る経費とを明確に区分しがたいときには、時間割合その他合理的な方法により 按分し、広報費に充当する場合で後援会等と共同して発行するときには、按分し て充当するものとしている。

(3) 住民監査請求の対象とされた各経費への充当について

ア 会派控室における事務費及び人件費について

マニュアルでは、事務費及び人件費について、調査研究活動とそれ以外の活 動に係る経費とを明確に区分しがたい場合には、時間割合その他合理的な方法 により按分して充当するものとし、具体的な按分方法も示している。

会派は、会派控室を政党活動、後援会活動、選挙活動などの拠点として使用 している実態はなく、調査研究活動の拠点として活用しているため、マニュア ルに従って全額充当している。

イ 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会について

調査研究(政務調査)活動は広範多岐にわたり、政治家、行政関係者等との 意見交換又は情報収集活動は、調査研究(政務調査)活動の一環であり、陳情、 要望活動及び要請活動は、マニュアルの「調査研究費」に該当する。

議員団総会は、同様に、政策又は方針を立案及び発信するため、会派内にお いて意見交換を行う場であり、マニュアルの「会議費」に該当する。

社会通念上(注2)、これらの経費を按分することは想定されておらず、マ ニュアルでは、原則、事務費、人件費及び広報費についてのみ、按分という方 法を採ることとしている。

ウ 会派支部における事務費及び人件費について

マニュアルでは、各議員の事務所を会派の支部事務所と位置付けて政務調査 費の充当を認めており、会派の調査研究活動に係る事務費(後述の事務所経費 に係るものを除く。)及び人件費については、調査研究活動とそれ以外の活動 に係る経費とを明確に区別しがたい場合には、時間割合その他合理的な方法に より按分して充当するものとし、具体的な按分方法も示している。

また、会派支部の事務所経費については、マニュアルの事務費中に「事務所 経費」の項目を設け、「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調 査研究活動に使用されている場合に政務調査費を充当できることを明示して いる。さらに、事務所で使用する光熱費、電話料金、上下水道代金及び賃借料

については、事務所の形態に応じた費目別の充当限度額(按分率の打ち切り上 限)の基準を定めている。

なお、各議員(各会派支部)の活動態様又は事務所の形態は一様ではなく、 その実態に応じ(注3)、マニュアルに従った按分率により適切に充当してい る。

エ 携帯電話料金について

携帯電話は、同一の端末が調査研究活動とそれ以外の活動とに用いられるこ とがあり得ることから、その料金については、マニュアルの事務費中に「通信 費」の項目を設け、2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当する ことを明示している。

携帯電話利用の態様は一様ではなく、その実態に応じ(注4)、マニュアル に従った按分率により適切に充当している。

オ 本代について

マニュアルの資料購入費中に「書籍購入代」の項目を設け、「領収書等に購 入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する」ことを義務づ けた上で、政務調査費が充当できることを明示している。各議員は、社会通念 上妥当な範囲(注5)で、マニュアルに従い、政務調査費を全額充当している。

カ 県政報告書など広報費について

広報紙印刷代並びにそれに付随する送料及び新聞折込代については、マニュ アルの広報費中に「広報紙印刷費・送料・新聞折込代」の項目を設け、後援会 等と共同して発行する場合には、按分して充当する必要があることを明示して いる。

広報紙の発行の在り方は、実態として各会派(支部)で一様でなく、マニュ アルに従い、現に実態に応じた按分率(注6)を採用し、適切に充当している。

キ 県外への視察・調査等について

視察・調査については、マニュアルの調査研究費中に「交通費・宿泊費」の 項目を設け、交通費及び宿泊費への充当についての考え方を詳細に記載し、政 務調査費が充当できることを明示している。

各会派では、県政の政策課題、議会で審議する案件等に鑑み、適時適切な対 応のもと、視察・調査を実施している。

なお、政務調査費の支出に当たっては、会派及び議員の自主性及び自律性が 尊重されなければならず、視察・調査の実施方法については、会派の合理的判 断(注7)に委ねられているものと考える。

(4) まとめ

各会派による調査研究活動への政務調査費の充当は、各会派及び議員の自主性 及び自律性が尊重されるべきものであるが、一方で、公金からの支出でもあるた め、法の趣旨に基づいた条例及び規程に定める使途基準に、そして、充当の指針 たるマニュアルに合致した執行を、各会派で適時適切に行っており、監査請求人 が主張するような違法かつ不当な支出は存在しないものと考える。

(5) 追記